

「厚生年金保険法施行規則及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和4年9月22日
厚生労働省年金局年金課

標記につきましては、令和4年8月2日（火）から令和4年8月31日（水）までインターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、本省令案に直接関連する御意見を2件、本省令案に直接関連のない御意見を3件いただきました。

本省令案に直接関連する御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	○ 年金の受給額が低減しない為に必要な決定であるので賛成。 (この他、同様の御意見を1件いただきました。)	本省令案に賛成の御意見として承りました。